

# 山口県報

平成28年  
9月23日  
(金曜日)

## 目 次

○告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室).....

保安林指定の解除(山口市)(森林整備課).....

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....

肥料の登録(農業振興課).....

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....

県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....

建築士の免許の取消し(建築指導課).....

### 山口県告示第百九十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。



平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

小畑区域	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用する漁業				

### 山口県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
山口市阿東生雲西分字頬白一の一、一の一、一七六四の二二、一七六四の二四、一七六四の二五
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山口県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件(昭和四十三年農林省告示第千五百九十九号(二)に係るものに限る。)
- 二 及び保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千八百十七号(二)

に係るものに限る。( )に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地三谷字袈裟岩一四三・一四四・字橋ヶ谷一五二の一(以上三筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市秋穂東字上田六四〇の四、字中道山七六八の六、七六八の七、七六八の一  
五、字尻川七九二の一、字石崎八二二、字猪ノ鼻二番四四九九、阿知須字焼野道ヨリ  
北山一三八九の一、一三八九の七〇、一三八九の七二、一三八九の七六、一三八九の  
八〇から一三八九の八二まで、一三八九の八五、一三八九の一四四、一三八九の一四  
五、一三八九の一五一から一三八九の一五三まで

岩国市本郷町本郷字有石迫一〇六五の一、一〇六八、字洗川一六六の二、一一七

九七の二、字原ヶ迫二九一〇から二九一三まで、二九一七、二九一八、二九一九の

二、字せど山一四五四、字小野一四五五、字かたかげ一九五五、美川町根笠字  
常灯畑三九五、字平浴三九五、一三四三、一三四三、一三四三、一三四三、一三四四  
〇、一三四四、一三四四、一三四四、一三四四、一三四四、一三四四、一三四四、一三四四

九八〇、一三四五、一三四五、字ク口木一三四四七、一三四四九

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路  
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町一丁目八七の三、八七の四、八七の一、 五、八八の九、八八の二及び八八の二四	四・〇	八六・二	平成二八、 九、二
下松市大字河内字大河内一三〇の二、一三〇の三及び 一三〇の二〇	四・五	二二三・〇	〃

山口県告示第百九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、黒磯県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 黒磯県営住宅新築工事

(一) 工事場所 岩国市黒磯町二丁目四五番地二〇

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	一、四九三平方メートル	二〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年九月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十月十二日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(三八八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年十月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 皆繋

代表者の氏名 林 陽一郎

主たる事務所の所在地 下関市大字富任九一番地

三 定款に記載された目的

あらゆる社会課題を抱える日本国内の各地域に対して、地域共助のプラットフォーム構築やコーディネート、拠点づくりに関する事業を行い、地域住民や企業と共に地域共助の基盤強化を図り、地域経済活性化と地域福祉の向上に寄与すること。

(三八九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年九月二十三日から平成二十九年一月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス宮野路店

所在地 山口市宮野下一〇一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年五月三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五三〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五二台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十八年九月二日

(三九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十三日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ室積店  
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九九)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十三日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(二〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十三日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンタウン平生  
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三九三) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第五三四号	山口県生 第五二四号	山口県生 第四七三号	山口県生 第四七二号	山口県生 第四七一号	山口県生 第三三二号	山口県生 第八四号	山口県生 第七三三号	山口県生 第七二二号	山口県生 第七一一号	山口県生 第七〇号	登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
六、一五	八、二九	〃	七、一三	五、二六	六、八	七、〃	〃	〃	〃	〃	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
副産植物質肥料	副産石灰肥料	〃	〃	〃	〃	消石灰	〃	〃	〃	〃	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
セラム有機乾燥肥料	くみあい粒状ミネラルG	消石灰	六五・〇肥料用消石灰	六五・〇肥料用消石灰	肥料用七〇・〇消石灰	六〇・〇肥料用消石灰	肥料用九〇・〇生石灰	肥料用九〇・〇生石灰	肥料用九〇・〇生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
室素全量 りん酸全量 カリ全量	アルカリ分 く溶性苦土	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
一〇・五	四〇・〇	七〇・〇	六五・〇	六五・〇	七〇・〇	六〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
該当なし	公定規格のとおり	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
エムシー・ファーム株式会社	アサヒミネラル工業株式会社	〃	宇部マテリアルズ株式会社	井上博司	薬仙石灰株式会社	宇部マテリアルズ株式会社	重安石灰株式会社	薬仙石灰株式会社	井上博司	宇部マテリアルズ株式会社	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
東京都千代田区麹町一丁目一〇	広島県呉市昭和町一番一号	〃	宇部市大字小串一九八五	九三八の三	美祢市伊佐町伊佐三三六二	宇部市大字小串一九八五	大領町北分五六一	美祢市伊佐町伊佐三九三八の三	美祢市伊佐町伊佐三九三八の三	宇部市大字小串一九八五	平成一八、七、一三	生石灰	九〇・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五

(三九四) 肥料の登録の有効期間の更新  
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。  
 平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第六〇〇号	登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
平成一八、六、二七	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料N	室素全量 りん酸全量	一〇・四〇	公定規格のとおり	日本果実工業株式会社	山口市仁保下郷一七七一



平成二十八年九月二十三日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市